

第一回國會 衆議院 運輸及び交通委員會會議錄第十一号

昭和二十二年八月十三日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 高瀬 傳君 理事前田 郁君

井谷 正吉君 重井 鹿治君

館 俊三君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

山崎 岩男君 岡村利右衛門君

田村 虎一君 高橋 英吉君

増田甲子七君 飯田 義茂君

木下 榮君 前田 正男君

出席國務大臣

運輸大臣 吉米地義三君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 有田 喜一君

八月十一日

鐵道營業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第三四號)

三國線を三國港まで運輸延長の請願

(坪川信三君紹介)(第七四號)

武生、上池田間國營トロッコ運輸開

始の請願(坪川信三君紹介)(第七八

號)

村崎野信號所を一般驛に昇格の請願

(高田彌市君外三名紹介)(第八一號)

大野、白鳥間國營自動車運輸開始の

請願(長谷川政友君外一名紹介)(第

八四號)

高知縣下における三路線に國營バス

運輸開始の請願(長野長廣君紹介)

(第九三號)

浦幌、本別間國營バス運輸開始の請

願(森三樹二君紹介)(第九八號)

稻荷山、焼捨兩驛間に停車場設置提
進の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一
一八號)

古江・佐多間、大根占・田代間及び

鹿屋・大根占間に國營自動車運輸開

始の請願(前田郁君紹介)(第一一九

號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

船員保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第一九號)

海難審判法案(内閣提出)(第二八號)

○正木委員長 これより會議を開きま

す。

船員保險法の一部を改正する法律案

を議題とし、討論に入ります。討論は

通告順によりこれを許します。高瀬傳

君。

○高瀬委員 私は日本社會黨を代表い

たしまして、船員保險法の一部を改正

する法律案に賛成の意を表するもので

あります。

今同労働基準法が制定され、それに

伴いまして海員法を改正する法律案、

あるいはこれの裏づけとして船員保險

法が新しく改正されたことは、まことに

船員全體の安寧、幸福のために、ま

た日本の勤勞者階級のためにわれわれ

としては心から賛意を表するものであ

りまして、願わくばこれらの種々の立

法が相關連性をもちまして完全に運用

され、日本の海員の安寧、幸福に役立っ

ことが出来ますれば、非常にわれわれ

としては満足の意を表する次第であり

まして、ここに日本社會黨を代表して
簡單ながら賛意を表する次第でありま

す。

○正木委員長 原彪君。

○原(彪)委員 私は民主黨を代表いた

しまして、船員保險法中改正法律案に

賛意を表するものでございます。この

改正法律案を見ますと、従来の船員保

險法よりは一步前進した形にあると存

するものであります。ただここに考え

られますことは、現在の物價高におき

まして、またこれ以上インフレが高進

するようになると萬々ある場合にお

きまして、醫療品の値上り、その他に

よつて醫者が完全に醫療をし得るかど

うかということに多少の疑いがあるの

でございまして。どうか當局におかれ

まして、醫師に對しては、醫療品その

他の配給等の面におきまして、御考

慮をお願いしたいと私は存じます。またこ

の條文にありますが審査官あるいは船

員保險委員會等を活用されまして、か

かる方面に意を注がれるようにお願い

いたしたいと存じます。ここに希望條

件を申述べまして賛意を表する次第で

ございまして。

○正木委員長 高橋英吉君。

○高橋(英)委員 私は日本自由黨を代

表して、無條件でこの改正法律案に賛

意を表する次第であります。自由黨で

は慎重審議いたしました結果、本改正

法が船員の福祉をはかる上に最も適切

妥當なものであるというふうに信じて

して、無條件に賛成することになつた

次第であります。ただこの改正法案に
明らかに織りこめられました船員保險委

員會、これの運用については最も考慮

していただいて、この形の上に現われ

た法律以外にも、適切な運用を期待す

るというふうに希望しておる次第であ

ります。さらに先般六十三條について

質問しておきました、あの地方社會

保險審査會を保險審査官の審査に付す

るといふようなことにいたしましたこ

と、改正されておる點について、やや

疑問があり、かえつて改悪ではないか

と思われる點もありませんけれども、こ

の點も當局を信頼して、この審査官の

任命、その他運用よろしきを得ればこ

の改正案の趣旨を貫徹することができ

る、かように信じておりますので、無

條件で賛意を表することになつた次第

であります。

○正木委員長 飯田義茂君。

○飯田委員 私は國民協同黨を代表い

たしまして、本案につきましてはごく

適切な案と思っております。よりま

して無條件賛成をいたすものでありま

す。

○正木委員長 これにて討論は終局い

たしました。

ただいまより採決を行います。原案

に賛成の諸君の起立を願います。

(議員起立)

○正木委員長 起立全員。よつて本案

は原案の通り可決されました。

○正木委員長 引續きこれより、去る

八月九日本委員會に付託になりました

海難審判法案について、政府當局より

説明を聴取いたします。運輸大臣。

海難審判法案

第一章 總則

第二章 海難審判所の組織及び管

轄

第三章 補佐人

第四章 審判前手續

第五章 地方海難審判所の審判

第六章 高等海難審判所の審判

第七章 海難審判所の裁決に對す

る訴

第八章 裁決の執行

第九章 雜則

附則

海難審判法

第一章 總則

第一條 この法律は、海難審判所の

審判によつて海難の原因を明らかに

し、以てその發生の防止に寄與

することを目的とする。

第二條 左の各號の一に該當する場

合には、この法律による海難が發

生したものとす。

一 船舶に損傷を生じたとき、又は

船舶の運用に關連して船舶以外

の施設に損傷を生じたとき。

二 船舶の構造、設備又は運用に

關連して人に死傷を生じたとき。

三 船舶の安全又は運航が阻害さ

れたとき。

第三條 海難審判所の審判において

は、左の事項にわたつて、海難の

原因が、探究されなければならない

い。

一人の故意又は過失に因つて發生したものであるかどうか。

二 船舶の乗組員の員数、資格、技能、労働条件又は服務に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

三 船體若しくは機関の構造、材質若しくは工作又は船舶の装束若しくは性能に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

四 水路圖誌、航路標識、船舶通信、氣象通報又は救難施設等の航海補助施設に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

五 港灣又は水路の状況に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

第四條 海難審判所は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

海難審判所は、海難が海技免狀又は水先免狀を受有する者の職務上の故意又は過失に因つて發生したものであるときは、裁決を以てこれを懲戒しなければならない。

海難審判所は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に係るものに対し警告をする旨の裁決をすることができ

第五條 懲戒は、左の三種とし、その適用は、所爲の輕重に従つてこれを定める。

- 一 免狀行使の禁止
- 二 免狀行使の停止
- 三 戒告

免狀行使の停止の期間は、一箇月以上三年以下とする。

第六條 海難審判所は、第四條第二項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の関係その他の情状に徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができ

第七條 海難審判所は、本案につき既に確定裁決のあつた事件については、審判を行うことはできない。

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第八條 海難審判所は、運輸大臣の所轄に屬する。

第九條 海難審判所は、地方海難審判所及び高等海難審判所の二つとする。

地方海難審判所の名稱、位置及び管轄區域並びに高等海難審判所の位置は、政令でこれを定める。

第十條 各海難審判所に通過して政令の定める員数の海難審判所審判官、海及び海難審判所事務官を置く。

海難審判所事務官は、上司の命を受けて、海難審判所の事務を掌

海難審判所審判官の任命及び級級の資格に関する事項は、政令でこれを定める。

第十一條 海難審判所審判官は、獨立してその職務を行う。

第十二條 運輸大臣は、各海難審判所の海難審判所審判官のうち一人

に各海難審判所長を命ずる。

第十三條 各海難審判所に海難審判所書記を置き、海難審判所事務官の中から、高等海難審判所長が、これを補する。

海難審判所書記は、海難審判所審判官の命を受けて、事件に関する書類の作成、保管及び送達に関する事務を掌

第十四條 各海難審判所に政令の定める員数の参審官を置き、その職務に必要な學識経験を有する者の中から、各海難審判所長が、これを命ずる。

参審官は、原因の探究が特に困難な事件の審判に参加する。

審判に参加する参審官の審判手續上の職務及び權限は、審判長以外の審判官と同一とする。

第十五條 地方海難審判所は、第一審の審判所とし、高等海難審判所は、第二審の審判所とする。

第十六條 地方海難審判所は、審判官三名を以て構成する審判所で審判を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判所は、命令の定めるところにより、理事官の請求に基づいて、一名の審判官で審判を行う。

高等海難審判所は、審判官五名を以て構成する審判所で審判を行う。

各海難審判所は、命令の定めるところにより、第十四條第二項に規定する事件については、第一項本文又は第二項に規定する審判官及び各海難審判所長の指定する参審官二名を以て構成する審判所で審判を行う。

第一項本文、第二項及び前項の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

第十七條 各海難審判所に通過して政令の定める員数の海難審判所理事

官を置く。

海難審判所理事官は、審判の請求及び裁決の執行に関することを掌

海難審判所理事官は、その職務を行うについては、高等海難審判所理事官にあつては運輸大臣、地方海難審判所理事官にあつては、運輸大臣及び高等海難審判所理事官の命を受ける。

海難審判所理事官の任命及び級級の資格に関する事項は、政令でこれを定める。

第十八條 各海難審判所長は、海難審判所事務官の中から、海難審判所理事官の職務を補助すべき者を命ずる。

前項の者は、その職務を行うについては、海難審判所理事官の命を受ける。

第十九條 審判に附すべき事件の管轄權は、海難の發生した地點を管轄する地方海難審判所に屬する。但し、海難の發生した地點が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所に屬する。

同一事件が二以上の地方海難審判所に係屬するときは、最初に審判開始の申立を受けた地方海難審判所においてこれを審判する。

國外で發生する事件の管轄については、政令の定めるところによる。

第二十條 地方海難審判所は、事件がその管轄に屬しないと認めるときは、決定を以てこれを管轄地方海難審判所に移送しなければならない。

前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、更に事件を他の地方海難審判所に移送することはできない。

第一項の場合には、事件は、初から移送を受けた地方海難審判所に係屬したものとみなす。

第二十一條 理事官又は受審人は、命令の定めるところにより、高等海難審判所に管轄の移轉を請求することができ

高等海難審判所は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便宜があると認めるときは、決定を以て管轄を移轉することができ

第二十二條 海難審判所の事務處理に関する事項は、命令でこれを定める。

第三章 補佐人

第二十三條 受審人は、命令の定めるところにより、補佐人を選任することができ

第二十四條 補佐人は、この法律に定めるものの外、命令の定める行為に限り、獨立してこれを行うことができる。

第二十五條 補佐人は、高等海難審判所に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、審判所の許可を受けたときは、この限りでない。

海事補佐人の資格及び登録に関する事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 海事補佐人は、誠實にその職務を行わなければならない。

海事補佐人は、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

第二十七條 海事補佐人は、高等海難審判所長の監督を受ける。

第四章 審判前の手續

第二十八條 管海官廳、警察官吏及び市町村長は、第二條各號の一に該當する事實があつたことを認知したときは、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第二十九條 領事官は、國外で第二條各號の一に該當する事實があつたことを認知したときは、直ちに、證據を集取し、高等海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第三十條 地方海難審判所の理事官は、この法律によつて審判を行わなければならない事實があつたことを認知したときは、直ちに、事實を調査し、且つ、證據を集取しなければならない。

第三十一條 理事官は、事實の調査及び證據の集取については、秘密を守り、關係人の名譽を傷つけないように注意しなければならない。

第三十二條 理事官は、その職務を行ふため必要があるときは、左の各號の處分をすることができる。
一 海難關係人に出頭をさせ、又は質問をすること。
二 船舶その他の場所を検査すること。

三 海難關係人に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。
四 公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。

五 鑑定人、通譯人若しくは翻譯人に出頭をさせ、又は鑑定、通譯若しくは翻譯をさせること。

理事官は、前項第二號の處分をするには、その身分を示す證據を携帯しなければならない。

第三十三條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地方海難審判所に對して、審判開始の申立をしなければならない。但し、理事官は、事實發生の後五年を経過した海難については、審判開始の申立をすることはできない。

前項の申立は、海難の事實を示して、書面で行なうなければならない。

第三十四條 理事官は、海難が海技免狀又は水先免狀を受有する者の職務上の故意又は過失に因つて發生したものであると認めるときは、その者を前條第二項の書面に受審人として示さなければならない。

理事官は、前項の場合においては、命令の定めるところにより、審判開始の申立をした旨を受審人に通告しなければならない。

第五章 地方海難審判所の審判

第三十五條 地方海難審判所は、理事官の審判開始の申立に因つて、審判を開始する。

第三十六條 審判の對審及び裁決は、公開の審判廷でこれを行う。

第三十七條 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

審判長は、審判を妨げる者に對し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執る。

第三十八條 地方海難審判所は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問することができる。

第三十九條 受審人があるときは、裁決は、口頭辯論に基いてこれをしなければならない。但し、受審人が正當の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。

第四十條 地方海難審判所は、申立に因り又は職權で、必要な證據を取り調べるることができる。證據については、簡易裁判所における刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し審判所は、勾引、押収、搜索その他の人の身體、物若しくは場所についての強制の處分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をするとはできない。

地方海難審判所は、前項に規定するものの外、左の方法により、必要な證據を取り調べることができる。

一 船舶その他の場所を検査すること。
二 帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。
三 公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。

第四十一條 地方海難審判所は、左の場合には、裁決を以て審判開始の申立を棄却しなければならない。

一 事件について審判權を有しないとき。
二 審判開始の申立がその規定に違反してされたとき。
三 第七條又は第十九條第二項の

規定により審判を行ふべきでないとき。

第四十二條 裁決には、理由を附さなければならない。

第四十三條 本案の裁決には、海難の事實及び原因を明らかにし、且つ、證據によつてその事實を認めたる理由を示さなければならない。但し、海難の事實がなかつたと認めるときは、その旨を明らかにすれば足りる。

第四十四條 裁決の告知は、審判廷における言渡によつてこれをする。

第四十五條 この法律に定めるものの外、地方海難審判所の審判の手續に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 高等海難審判所の審判

第四十六條 理事官又は受審人は、地方海難審判所の裁決に對して、命令の定めるところにより、高等海難審判所に第二審の請求をすることができる。

補佐人は、受審人のため、獨立して前項の請求をすることができる。但し、受審人の明示した意思に反してこれをするとはできない。

第一項の請求は、裁決の言渡の日から七日以内にこれをしなければならない。

第四十七條 理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求を取り消すことができる。

第四十八條 高等海難審判所は、地方海難審判所が不法に審判開始の申立を棄却したときは、裁決を以て事件を地方海難審判所に差し戻さなければならない。

第五十條 高等海難審判所は、地方海難審判所が第四十一條各號の一に該當する場合において、審判開始の申立を棄却しなかつたときは、裁決を以てこれを棄却しなければならない。

第五十一條 高等海難審判所は、前三條の場合を除いては、本案について更に裁決をしなければならない。

第五十二條 高等海難審判所の審判については、この章に定める場合を除いて第五章の規定を準用する。

第七章 海難審判所の裁決に對する訴

第五十三條 高等海難審判所の裁決に對する訴は、東京高等裁判所の管轄に專屬する。

前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。

地方海難審判所の裁決に對しては、訴を提起することができない。

第五十四條 前條第一項の訴においては、高等海難審判所の理事官が、高等海難審判所を代表する。

第五十五條 第五十三條第一項の訴の提起は、裁決の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは何時でも、申立に因り又は職權で、決定を以て裁決の執行の停止を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

第五十六條 裁判所は、請求が理由があると認めるときは、裁決を取り消さなければならない。

前項の場合には、高等海難審判所は、更に審判を行わなければならない。

裁判所の裁判において裁決取消の理由とした判断は、その事件について高等海難審判所を拘束する。

第八章 裁決の執行

第五十七條 裁決は、確定の後これを執行する。

第五十八條 裁決は、その裁決をした海難審判所の理事官が、これを執行する。

第五十九條 免狀行使の禁止の裁決があつたときは、理事官は、免狀を取り上げ、これを主務官廳に送付しなければならない。

第六十條 免狀行使の停止の裁決があつたときは、理事官は、免狀を取り上げ、期間満了の後これを本人に還付しなければならない。

第六十一條 免狀行使の禁止又は停止を言い渡された者が理事官に免狀を差し出さないときは、理事官は、その免狀の無効を宣し、これを官報に告示しなければならない。

第六十二條 審判長は、勸告をする旨の裁決があつたときは、勸告書を作成して、これを理事官に交付しなければならない。

理事官は、前項の勸告書を裁決書の謄本とともに勸告を受くべき者に送付しなければならない。

理事官は、命令の定めるところにより、勸告をする旨の裁決の内

容を公示しなければならない。

第六十三條 勸告を受けた者は、その勸告を尊重し、努めてその趣旨に従ひ必要な措置を執らなければならない。

第九章 雜則

第六十四條 この法律の規定により出頭した證人、鑑定人、通譯人及び翻譯人には、命令の定めるところにより、旅費、日當及び宿泊料を支給する。

第六十五條 左の各號の一に該當する者は、非訟事件手続法により、三千圓以下の過料に處する。

一 審判所から受審人として再度の召喚を受け、正當の理由がないのに出頭しない者

二 審判所から證人、鑑定人、通譯人又は翻譯人として召喚を受け、正當の理由がないのに出頭せず、又はその義務を盡さない者

三 審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

四 審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者

第六十六條 第三十七條第二項の規定による審判長の命令に従わなかつた者は、非訟事件手続法により、これを千圓以下の過料に處する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律は、この法律施行前に發生した海難については、これを適用しない。

海員懲戒法は、これを廢止する。

水先法の一部を次のように改正する。

第十九條乃至第二十一條 削除

この法律施行前に發生した事實に基く審判については、舊法及び改正前の水先法第十九條乃至第二十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、舊法及びこれらの規定中「海員審判所」とあるのは「海難審判所」と読み替へるものとする。

高等海員審判所においてした事件に關する手續は、これを高等海難審判所においてした事件に關する手續と、地方海員審判所においてした事件に關する手續は、これをその地方海員審判所の所在地を管轄する地方海難審判所においてした事件に關する手續とみなす。

○當米地國務大臣 ただいまより海難審判法案の提案理由について御説明申し上げます。

わが國の海運は、戰爭の結果、保有船腹の大部分を喪失いたしましたのみならず、現に殘存する船舶の過半数は、戰時大量建造のいわゆる戰艦船でありまして、これに乘組んでおります者は、大部分が戦時中急遽養成の船員であります。さらに、これに加へまして、戰爭の結果、航路標識の滅失、機銃その他の運航または補修用資材の不足等の事情も加わりまして、戦後における海難件数は増加の一途をたどり、まことに憂慮にたえないところであります。このときにあたりまして、本年日本國憲法が施行せられて、これに伴い、現行海員懲戒法中の一部の規定は、當然これを改正する必要に迫られたのであります。

現行海員懲戒法は明治二十九年に制定せられて、爾後一回の改正をも受けることなく今日に及んでゐるのであります。しかしその内容は、海技免狀受有者たる船舶職員が、その職務を行つたに當つて、過失、懈怠、もしくは怠慢によりまして、一定の海難を惹起した場合には、刑事訴訟類似の審判手續によりまして、これに懲戒を加へることを規定したものであります。しかし政府はこの際、現下わが國海運の實情に鑑みまして、これに徹底的な檢討を加へること

を期し、昨年九月、運輸省内に海員懲戒法改正委員會を設置いたしましたので、改正案の作成を依頼いたしましたので、ごい

ます。しかるころ同委員會は、前後二十一回にわたる委員會を開催したほか、東京、神戸等において公聴會を開き、各方面の意見を聴取した上で、本年六月、海員懲戒法を廢止し、新たに海難審判法を制定すべき旨答申してまいつたのであります。政府におきましては、右答申に基き海難審判法を立案いたしました次第であります。

しかし同案の骨子といたしますところは、審判は、現行海員懲戒法のごとく、海員の懲戒を目的として海技免狀受有者の行爲のみ對象とすること

をやめまして、むしろ直接に海難の事實そのものを對象として、その原因を探究し、審理の結果、海技免狀受有者に故意または過失があらはした場合に、必要に應じ、これを懲戒し、また海難が海技免狀受有者以外のもの、すなわち船主、造船所その他のものの所爲に基くことの明らかな場合には、これらのものに對してしかるべき勸告をなし得ることとし、もつて海難の防止

に寄與せんとするものであります。またその審判手續につきましては、新たに三審の制度を採用いたしましたほか、日本國憲法に規定せられております國民の自由權の保障との關係を勘案いたしまして、必要な修正を加へると同時に、憲法の要請にこたへまして、高等海難審判所の裁決に對しては、司法裁判所に不服の訴を提起する途を開いたこと等を、主要な内容とするものであります。

以上申し上げましたように、本法案は努めて民主的に各方面の意見をも参酌したものでありまして、現下わが國の實情に即し、まことに時宜を得たものと考へるのであります。が、何とぞ十分に御審議をくだされまして、御可決あらんことをお願いする次第であります。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

○正木委員長 速記を始めてください。

右報告する。

昭和二十二年八月十三日

運輸及び交通委員 正木

衆議院議長 松岡駒吉殿

海

組織する船員保険委員会を設けて事業運営に關する主要事項はこれに付議する。第二に、船員法の適用範圍の擴張に伴つて本法の適用範圍を擴張したこと。第三に、改正船員法に規定された船舶所有者の補償責任を本保険においてカバーする建前の下に給付内容を充實したこと。第四に、船舶所有者の團體に對しても本保険施行に必要な事務を行うことを得しめたこと。第五に、保険給付の決定に不服ある場合の審査機關として保険審査官を設けて迅速適正な審査決定を圖るようにしたこと。第六に、その他罰則規定、時効規定について新情勢に應ずる改正を行うの外、新憲法、地方自治法の施行、外地の喪失等に伴う所要の規定を改廢したこと等である。

二、改正案の目的

船員保険法は、船員に對しその疾病、負傷、廢疾、老齡、死亡等の事故に際し、その生活を保護するの趣旨をもつて制定されたのであるが、本法と密接な關係にある船員法が第九十二帝國議會において改正され、その中には保険制度で裏付けすることを必要とする船員保護の充實という面も含まれているので右の船員法の改正に應じ本法を改正しようとするものである。

三、議案の可決理由

本改正案は、現今の船員保護の重大性に鑑みても、また船員法の改正に伴い船員保険の適用範圍及び保険給付を擴充し、又保険經營の民主化を圖る等のためにも妥當なるものと認め、これを河決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年九月十五日印刷

昭和二十二年九月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局